

ポスト

令和7年6月11日
金融庁

「金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令」について

中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律（令和5年法律第61号）の一部の施行に伴い、「金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令」について別紙のとおり制定し、所要の規定の整備を行いました。

本件は行政手続法第39条第4項第8号で定める他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理に該当することから、同法に定める意見公募手続（パブリックコメント）は実施しておりません。

なお、本件の府令は、本日公布の上、中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（令和7年6月13日）から施行されます。

（別紙） [金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令](#)

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000（代表）
総合政策局リスク分析総括課（内線2512、2535）

相談・手続・採用情報

- ▶ 各種窓口のご案内
 - ▶ 金融サービス利用者相談室
 - ▶ 金融行政モニター
- ▶ 情報公開等
- ▶ パブリックコメント
- ▶ 申請・届出・照会
 - ▶ オンライン行政手続
- ▶ 入札公告等
- ▶ 採用情報

📶 新着情報配信サービス

▶ 金融庁ソーシャルメディアアカウント

▶ 関連リンク

 証券取引等監視委員会

 公認会計士・監査審査会

 首相官邸 大阪・関西万博 特設ページ

サイトマップ

金融
庁に
ついて

報道・
広報

政策・
審議会

法令・
指針等

金融
機関
情報

国際
関係
情報

アクセ
スF S
A（広
報誌）

金融庁/Financial Services Agency, The Japanese Government (法人番号6000012010023)

Copyright(C) 2017 金融庁 All Rights Reserved.

〒100-8967 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館
電話番号：03-3506-6000